

第22回議会改革協議会 協議概要

- 1 日 時 平成 29 年 1 月 30 日 (月)
午前 10 時 00 分から午前 11 時 17 分まで
- 2 会 場 議会棟 3 階 第 1 委員会室
- 3 出席者 (委 員) 向後委員長、白鳥副委員長、
麻生委員、阿部議員 (代理出席)、岩井委員、植草委員、
近藤委員、佐々木 (友) 議員 (代理出席)、三瓶委員、
中村委員、松坂委員、村尾委員、山本委員
(事務局) 大木事務局長ほか
- 4 傍聴者 (議 員) 岩崎議員
(一般傍聴者) 2 人
(報道関係) なし
- 5 協議事項及び協議結果
 - (1) 常任委員会の機能強化について
常任委員会の開催方法について、同時開催とするか、分散開催とするか、意見交換を行った。主な意見は次のとおり。
 - ・ 現状、特に問題はないので、同時開催のままでよい。
 - ・ 委員会中継がない状況では、市民が傍聴できる機会をより一層設けたり、議員が他の委員会を傍聴できるようにしたりするためにも、分散開催が望ましい。
 - ・ 委員会中継がない状況では、市民の傍聴を保障するために分散開催が望ましい。また、議案の所管が複数局にわたるときは、分散開催とした方が説明員が出席しやすく、充実した審査ができる。これらの意見を踏まえ、次回、委員長案を提示することとなった。
 - (2) 定例会の会期の早期決定について
現状、本市議会の会期は、一般質問の期間が決定しないと会期が決まらない状況であることから、事務局から政令市の一般質問の取扱い状況等の説明を聴取した後、意見交換を行った。主な意見は次のとおり。
 - ・ 本市議会の一般質問の期間が長いことが明確である。他市に習い、会期の早期決定できるよう前向きに、一般質問を集約する方向で協議を進めてほしい。
 - ・ 定例会の会期が早期に決定すると、議会だよりへの掲載等もやり易くなり、広報戦略が立て易くなる。
 - ・ 政令市の中で一般質問の期間が極端に少ない市もあり、どのくらいの期間としていくのか、協議を進める方向を整理する必要がある。
 - ・ 本市議会の一般質問は、政令市になる前から充実しており、誇らしい点である。一般質問の持ち時間や期間に制限をかけてはならない。これらの意見を踏まえ、会期の早期決定のための一般質問の見直しについてのたたき台案を委員長が作成し、後日、各委員に配布し、検討を進めていくこととなっ

た。

(3) 議会基本条例の検討について

前回の議会改革協議会での決定に基づき、1月10日に議会基本条例案を議会ホームページで公表した旨を報告した。

千葉県議会基本条例(案)を確定し、第1回定例会の最終日での上程に向けて、議会運営委員会に提出することが了承された。

(4) 次回の開催日程について

第23回協議会は、平成29年2月13日(月)午後2時から開催することとなった。